



長野県報

1月20日(木)
平成17年
(2005年)
第1627号

目 次

規則

教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則(高校教育課) 1

告示

公共測量の実施(2件)(監理課) 2

公共測量の終了(監理課) 2

過疎地域自立促進特別措置法に基づく長野県が実施した市町村道の改築工事の完了(道路維持課) 2

運転免許取得者教育の認定に関する規則に基づく認定を受けた者の住所及び所在地の変更の届出(東北信運転免許センター) 2

公 告

一般競争入札(管財課) 3

一般競争入札(情報公開課行政情報センター) 3

都市計画の図書の写しの縦覧(水環境課生活排水対策室) 4

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請(生活文化課NPO活動推進室) 4

特定非営利活動法人の設立の認証申請(生活文化課NPO活動推進室) 4

一般競争入札(2件)(高校教育課) 5

一般競争入札(自律教育課) 6

号に改める。

別表第2の1及び2中「第6条別表第3」を「別表第3」に改め、同表の3中「第6条別表第6」を「別表第6」に改め、同3の次に次のように加える。

4 法別表第6の2により栄養教諭の普通免許状の授与を受けようとする者の単位の修得方法

所要資格 受けようとする免許状の種類	在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数		
			管理栄養士学校指定規則(昭和41年文部省令・厚生省令第2号)別表第1に掲げる教育内容に係る科目	栄養に係る教育に関する科目	教職に関する科目
栄養教諭の一種免許状	4	35	27	2	6
	5	30	22	2	6
	6	25	18	2	5
	7	20	13	2	5
	8	15	10	1	4
	9	10	5	1	4

(備考) この表の管理栄養士学校指定規則別表第1に掲げる教育内容に係る科目、栄養に係る教育に関する科目及び教職に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ管理栄養士学校指定規則別表第1並びに省令第10条の3

教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年1月20日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第8号

教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則

教育職員免許法施行細則(昭和35年長野県教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号のウ中「又は」を「、管理栄養士、栄養士又は」に改める。

第4条第1項第2号のエ中「又は准看護師」を「、准看護師、管理栄養士又は栄養士」に改め、同号のオ中「あん摩マッサージ指圧師」を「あん摩マッサージ指圧師」に改める。

第9条中「附則第13項」を「附則第14項」に改める。

第12条の見出しを「(法別表第3の備考第7号の適用による単位の修得方法)」に改め、同条中「第6条別表第3」を「別表第3」に、「同表備考第7号(法第6条別表第6)」を「同表備考の第7号(法別表第6及び別表第6の2)」に改める。

第13条中「附則第9項」を「附則第10項」に、「第6条別表第3備考第7号」を「別表第3の備考第7号」に改める。

第14条中「第6条別表第3備考第6号」を「別表第3の備考第6

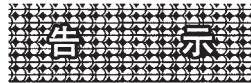
及び第10条の4に定める修得方法の例にならうものとする。

別表第3の1中「第6条別表第3」を「別表第3」に、「附則第9項」を「附則第10項」に改め、同表の2中「第6条別表第3」を「別表第3」に、「附則第9項」を「附則第10項」に、「附則第29項」を「附則第31項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高校教育課



長野県告示第28号

御代田町長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成17年1月20日

長野県知事 田 中 康 夫

1 作業種類

公共測量（2級基準点、3級基準点、3級水準点）

2 作業期間

平成17年1月25日から平成17年3月25日まで

3 作業地域

御代田町北部

監理課

長野県告示第29号

国土交通省天竜川上流河川事務所長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成17年1月20日

長野県知事 田 中 康 夫

1 作業種類

公共測量（砂防基盤地図作成）

2 作業期間

平成16年8月4日から平成17年3月16日まで

3 作業地域

下伊那郡上村・南信濃村・天龍村

監理課

長野県告示第30号

御代田町長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成17年1月20日

長野県知事 田 中 康 夫

1 作業種類

公共測量（2級基準点、3級基準点、3級水準点）

2 作業期間

平成16年10月8日から平成16年12月22日まで

3 作業地域

御代田町中部

監理課

長野県告示第31号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定により長野県が実施した市町村道の改築工事は、次のとおり完了しました。

平成17年1月20日

長野県知事 田 中 康 夫

路線名	工事区間	工事の種類	工事完了の日
4-359 号線	飯山市大字瑞穂字岡ノ田5454番 地先から 飯山市大字瑞穂字間久保6513番 の2地先まで	道路改良	平成16年 12月27日

道路維持課

長野県公安委員会告示第2号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、認定を受けた者から次のとおり住所及び所在地の変更の届出がありました。

平成17年1月20日

長野県公安委員会委員長 宮 下 行 一

認定を受けた者			教育に使用する施設		変更事項		変更年月日
名称	住所	代表者氏名	名称	所在地	新	旧	
有限会社信濃東部自動車学校	東御市和字西田1506番地	片山嘉一郎	信濃東部自動車学校	東御市和字西田1506番地	東御市和字西田1506番地	小県郡東部町大字和字西田1506番地	平成16年4月1日

東北信運転免許センター